

## 津軽信政の修史事業と「東日流記」の成立

― 岩見文庫本と高屋家旧蔵本の比較研究 ―

工藤大輔

はじめに

周知のように、高屋豊前浄久によって著された「東日流記」は、「弘前藩史」として編集されたものとしては最も古いものである。「東日流記」の本文は、『青森県史』資料編中世<sup>①</sup>（以下、『県史』と略記する）で後に述べる狭義の「東日流記」が全文翻刻掲載されたことにより、利用の便がはかられることになった。このほか、『新青森市史』資料編<sup>②</sup> 古代・中世（以下、『新市史』と略記する）でも「編年史料」の中でその一部が翻刻掲載されるなど、自治体史でも広く活用され、注目されている編纂物史料である。



図1 「高屋本」表紙

「東日流記」の写本は、弘前市立弘前図書館（以下、「弘前図書館」と略記する）の岩見文庫（請求番号 GK二一四一七）に架蔵されているもの

（以下、「岩見文庫本」と略記する）が最もよく知られているものであり、右の『県史』『新市史』でもこの写本が用いられている。このほかの写本には、やはり弘前図書館に二つの写本が確認される。一つは、八木橋文庫に所蔵されるコピー本（請求番号 YK二一四一〇）で、もう一つは「弘前市史編纂資料」（請求番号 KK二二一〇二）として筆写されたものである。『弘前図書館蔵郷土史文献解題』<sup>③</sup>（以下、「文献解題」と略記する）によれば、後者の写本は大正三年（一九一四）に写されたもので、「岩見文庫本」でもって校合をしたものであるという。さて、弘前図書館には、これら三つの写本のほかに、さらにもう一つの「東日流記」の写本が収められている。これは、木村某が正徳二年（一七一二）に書写したというもので（図1参照）、『新市史』では「高屋家旧蔵本」（高屋邦衛氏寄贈）として位置づけるものである（請求番号 KK二一四一ツガ、以下、「高屋本」と略記する）。これは、弘前図書館の資料目録では「高屋豊前の東日流記とは別本」としている。しかし、『県史』の解題によれば、「高屋本」の本文も高屋豊前浄久の手によるもので、原「東日流記」とでもいうべき性格のものであるという。そし

て、この書が津軽家中で評判になったことから、後に藩主信政の命によって改訂・増補版の提出が求められ、寛文中に提出されたものが「東日流記」であるとして、この「高屋本」に注目している。<sup>⑥</sup>

小稿も、この「高屋本」に注目することにした。とくに、「岩見文庫本」との構成上の違いなどから、寛文四年（一六六一）の「東日流記」成立に至るプロセスの一端について検討を加えてみることにしたい。

## 一 「岩見文庫本」の再検討

寛政八年（一七九六）に藩校稽古館が開校した際に学校目付になった今通磨が、同三年に編んだ「津軽古事伝記」<sup>⑤</sup>によれば、「東日流記」は、

### 東日流記

高屋豊前依命寛文中編書而上之、書中為信公御誕生ヨリ信義公御入部迄記、即題東日流、

右同断、因命上書之、書中岩木山之初、御当家御先祖東日流記後録迄書記、是即号東日流記後録、

とあり、高屋豊前が藩命により寛文年間に編集したもので、津軽（大浦）為信の誕生から信義の入部までを記した「東日流記」と、岩木山の由来・津軽家の先祖を書き記した「東日流記後録」の二つから成っていることがわかる。また、「封内事実秘苑」巻第四の寛文四年（一六六四）五月二十二日条に、高屋豊前が「御先祖様より之儀御尋被仰付、歴代覚書仕差上申候、是世上二而高屋家記卜称セリ（則日東流記・向後記、之ニ卷ナリ）」<sup>④</sup>とあり、「東日流記」は「高屋家記」ともいわれ、やはり二巻でもって構成されていることがわかる。なお、編者である高屋豊前は、為信の代に八木橋

備中らとともに「当家四奉行」と称された高屋右近之丞信久の子、浄久であると考えられている。<sup>⑩</sup>

さて、さきにも述べたように、「東日流記」として最もよく知られている「岩見文庫本」は、

- ① 津軽御代々之事
- ② 東日流記
- ③ 東日流記後録
- ④ 為信・信枚年代記および津軽御先祖記
- ⑤ 津軽御当家御系図
- ⑥ 津軽郡中名字・旧記
- ⑦ 岩木山由来

という七種類の書が合綴されたものであるといい、②③がその中核をなすという（このうち、②を狭義の「東日流記」とする<sup>⑪</sup>）。そして、③の末尾には「右一冊御尋ニ付承、覚申候通書付奉差上候、以上、寛文四甲辰年五月廿二日」とあり、また、②の末尾にも

先達而申上候通、数年之義無覚束奉存候得共、追而御代々之儀承覚候趣可申上候旨被仰付候ニ付、則一冊書記奉差上候、以上、

高屋豊前

とあることから、「東日流記」は藩命によって編集されたものであり、寛文四年五月に「後録」が成立し、それ以前に狭義の「東日流記」が成立したといえる。なお、この時期に「東日流記」が編集された背景には、寛文二年から幕府編修所による『本朝通鑑』のための本格的な資料蒐集が始まったことがあるといわれ、単に津軽家の事情によるものだけでは

なく、幕府との関わりも働いていたという。<sup>13)</sup>

さて、これら「東日流記」「東日流記後録」を「津軽古事伝記」の記事と比較してみると、まず、②は、慶長十二年（一六〇七）年に為信が京都で没するまでを記した為信の一代記ではあるものの、「津軽古事伝記」にいう為信の誕生に関する記述はみられない。また、③は②に続いて慶長十三年の信枚の入部から寛永十年の信義の入部までを記したものである。したがって、概ね②③でもって「津軽古事伝記」のいう「東日流記」の部分を構成しており、③の「東日流記後録」は、「津軽古事伝記」のいう「後録」ではないようである。なお、「岩見文庫本」で「後録」という語は、②の本文中に、

文禄二年三月下旬、為信公御発駕被遊、上方へ御登被遊候へ而伏見之御城にて上様へ御目見相済、津軽御安堵之御朱印被為成御頂戴候、其節近衛様御子孫之由にて御対顔被遊、殊之外御懇成御事にて、牡丹之御紋を被遣、夫より牡丹之御紋被遊御用候、

後録シテ而曰、永正年中末ニ至テ京都荒廃ス由之、公卿諸国吟行、近衛家暫合浦ノ地ニ居寄玉フ、此時有故親昵之枢氣アリ、後龍山前詞公自越後順海而巡轡アリ、于時藤崎二子水死、慈母之予悲悔詠六首ノ和調賜、則藤崎寺有封藏ト云云、

（傍線は引用者による）

とあるように、「後録シテ而曰」（傍線部分）ではじまる挿入文をみることもができる。ただ、ここでいう「後録」もやはり③を指すものではないようで、むしろ「東日流記」成立後、「岩見文庫本」の本文に至るまでのある段階で書き加えられたものとしての「後録」という意味であろう。

「岩見文庫本」のこうした構成について、「文献解題」では、「後録」は欠けていると評しているのも、「津軽古事伝記」との比較の上でいうと肯けることである。

さらに、①の前、すなわち「岩見文庫本」の冒頭には、『津軽一統志』巻第八「信牧公天海大僧正へ御值偶且水聞持修法」が載せられており、こうしたことから「岩見文庫本」は明らかに後の編集の手が加わっていることがわかる。すなわち、「岩見文庫本」の②③の本文は、「津軽古事伝記」のいう「東日流記」のうち、為信の一代記を「東日流記」として独立させ、信枚・信義の記述を「東日流記後録」とする本文として成立したものであると考えられる。

一方、「津軽古事伝記」のいう「後録」には「岩木山之初」と「御当家御先祖」、すなわち岩木山の由来と津軽家の先祖に関する記述を含むものであるとすれば、「岩見文庫本」でいえば④⑤⑦といったところがこれに相当する可能性があるように思われる。ただし、「岩見文庫本」では、さきに見た③の末尾の文言からいっても、④⑤⑦をもって「東日流記後録」と意識していたとは考えられない。

そこで、つぎに、「岩見文庫本」のこうした構成上の問題をふまえながら、「高屋本」をみてみることにしよう。

## 二 「高屋本」の成立と信政による修史事業

さきに述べたように、「高屋本」は正徳二年（一七一二）に書写されたもので、高屋家旧蔵本として位置づけされる。そして、その冒頭には

「天文拾九年、為信公様御誕生」と短い一文ではあるが為信の誕生に関する記述があり、「津軽古事伝記」の説明に一致する。ただ、信義の入部の記述はなく、元和元・二年（一六一五・一六）の飢饉に関する記述で終わっており、この点は「津軽古事伝記」の説明とは一致していない。さらに、これらの記述の後に岩木山の由来と「御先祖記」が続き、構成としては「津軽古事伝記」のいう「東日流記後録」、さらには「岩見文庫本」の分類でいう⑤⑦との共通性をもうかがわせる。なお、「御先祖記」は、光信から信政までの津軽家歴代に関する記述とともに、高屋家の由緒が書き上げられており、ここからも本書が高屋豊前の手によって書かれたものとみることができると。

また、岩木山の由来については、

一、御国岩木山之御本地遊辺之森と申而、鬼神住居の人を取申二付、右之訳都へ聞へ篠原之ちよくしに茎之長者と申候、其子に花若殿と申而御坐候、然は花若殿住吉・天王寺之御夢相二而奥州へ遊辺之鬼出人馬を取申候間、右之鬼討可申由御夢相二付、花若殿上下六人にて深浦へ下着被成候、夫より大浦二而奥州勢を催、大勢二而責登被成候得共、其印無之候故、間山へ御越被成候得は、中春之頃追而御夢相には、しやく杖之印幡字之旗立責上候は、可然由二付右之印を立、又々大勢を以テ責給へは無事故鬼神を平ケ、鬼の末の子に九拾歳に成申をたすけ、起請文を取赤倉之大将に被成候所二、岩木之判官正氏之娘案寿之姫飛来給ひ、権現とあらわれ給い候由、明暦四年迄式千五百七拾四年二成、

とある(図2参照)。「岩見文庫本」の⑦とは個々の文言には異同が多く

みられるが、まずここで注目されるのは末尾の「明暦四年迄式千五百七拾四年二成」という部分であり、「高屋本」の本文が明暦四年(万治元・一六五八)ころに成立した可能性があるということである。

弘前藩では、二代藩主信枚が古記の蒐集を行い、原初的な史書編纂を目指していた可能性が指摘されている<sup>14)</sup>。ところが、寛永四年(一六二七)九月五日に弘前城本丸の天守閣が焼失してしまった。その際、それまで家中に提出を求めてきた「古代之記録・諸士之感状・系図・伝書」がすべて類焼してしまった。その後、四代藩主信政の代となり、「高岡様御代に至て御普代御立可被成思召二て、右旧記江戸へ御持参之処、江戸表出火之砌御屋鋪御類焼二て又々御焼失二及申候、」とあるように、信枚のころに蒐集した古記録類を江戸へ運んだが、今度は明暦三年の江戸の大火によってこれら



図2 「岩木山の由来」冒頭部分

も焼失したという。その後、信政は再度旧記を蒐集して自身でこれを十冊にまとめ、さらには家中の先祖の名前や事蹟などの調査を一生をかけて続けたという<sup>15)</sup>。このときの信政は、単に古い時期のことが知りたいというような好事的な目的で旧記の蒐集を行っていたので

はなく、弘前藩の本格的な修史事業を構想していたとい<sup>18</sup>う。

以上のことからわかるように、「高屋本」の本文は信政の古記録蒐集と軌を一にするかのようにして成立しているのである。つまり、明暦三年の江戸の大火の後に信政が再度旧記の蒐集を始めたであろうどそのとき、高屋豊前の手によって編集されたものが、「高屋本」に代表される本文であったのである。もちろん、この二つには何らかのかわりがあったものと考えられるべきで、高屋豊前が信政の求めに応じたものが、「高屋本」系の本文を持つ「東日流記」であったのではないだろうか。つぎに、「高屋本」の本文を少し詳しくみていくことにしよう。

さきにも述べたように、「高屋本」は元和二年で記述が終わっており、信義の内部に関する記述がない。加えて、天正六年（一五七八）の浪岡城攻めの叙述をみてみると、

一、同年浪岡御所を御討取可被成之由ニ而、浪岡本九日町・四日町・佐野・小荒木等之盗人・博奕打并御手寄之忍之者佐兵衛・勘解由左衛門被仰付、たはかりつれ参此方ニ而博奕打せ可申候、左候は我等も相手に成打度由被仰聞候得は、浪岡之博奕打共拾人計つれ参を早々城内へ御召入被成候而、博奕御打被成候、依之相残ル博奕打共も参候を相手に被成候、態と博奕に御まけ被成候ニ付、拾人之者共銭を大分ニ持罷帰申候、相残博奕打共をひそかに御前へ被召寄、其折節被仰出候は「<sup>備ふ</sup>□方之城をふみつふし可申間、其方共は火をかけ不申内に城中へ走り込、思うまゝにらんはう仕可然之由被仰出候得は、」博奕打共上意之旨承、何方へ成共御出可被遊之由申上候得は、其時御意被遊候は、来年迄ニ被仕置候、か

の者共数多聞合、百人計寄合て御意之程を待兼、大浦様へ参急ニ御立可被遊之旨申上候得は、為信公様御意被遊候は、御所はびくに同前之人なれ共譜代之者共大勢有により、かるしめ□て候、併其方共左様ニ申依テ手立を可計候、先其方共は焼ね前に押込おしき物を思儘に取可申被仰出候得は、猶も此者共うれしくて如何様にも御意之通ニ可仕之由申上候、為信様御意被成候は、此七月廿日に馬を出申候間、其方杯爰かしこ走入く、大浦の勢参、油川・新城を焼失可被成由、皆も何方へ成共逃候は可然由ニ而、爰かしこよりどゞめき申候得は、浜の者共子を逆<sup>サカ</sup>に抱走り候得共、善九郎是を見ておとろき、浜ノ方ノ柵<sup>シヤ</sup>の木を破り手廻計ニ而小船に乗て田名部へ退<sup>ヒキ</sup>キ申候、其跡新城之者共乱望<sup>ウラ</sup>仕候、大浦より壱人も不参候故、翌日は町之者共家々へ帰、寄合て腹留抱申候、其後善九郎南部ニ而成敗<sup>セイハク</sup>ニ及申候由、扱又扱又高田・荒川・横内之侍共大浦様へ御礼ニ罷出候、堤<sup>ツツミ</sup>弾正左右衛門居城明被申候、其頃野内迄御領内ニ被成候、此弾正左右衛門親は鬼孫六申者にて、武田甚三郎様御陣之時御供ニ御付被遣候、同山口三郎左右衛門と申者召つられ、三郎左右衛門も討死仕候、其節之働<sup>働</sup>ニ付南部ニ而鬼孫六と申<sup>申</sup>■<sup>申</sup>ならし候、弾正左右衛門仙覚院様御述懐<sup>シツケイ</sup>出シテ居城明申候、其後為信公様御対面不被成牢人ニ而御捨被遊候、

とある（図3参照）。そして、傍線部から分かるように、この叙述には油川城攻めと外浜平定に関する記述が混入していることを指摘できる。これは単に書写段階での誤写なのか、このような本文が実際に伝わって

（傍線は引用者による）

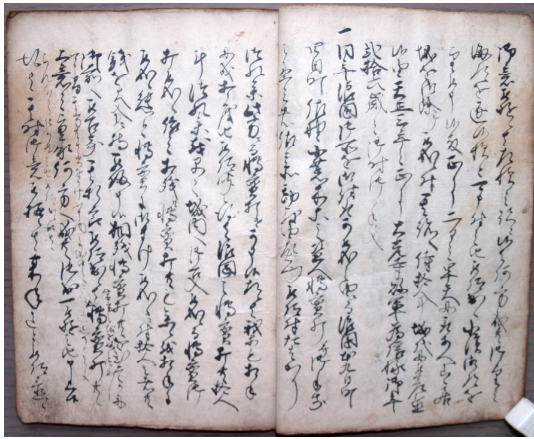


図3 「浪岡城攻め」冒頭部分

きたものなのかは不明であるが、奥瀬善九郎の初見が「善九郎」となっているところから察すると、誤写である可能性が高いと考えられる。その意味では、「高屋本」はこの系統の本文の写本としては必ずしも善本とはいえないようである。

また、内容に目を向けてみると、さまざまな「弘前藩史」が共通して伝える、為信が津軽を統一したとする天正十三年より後の記述についていうと、天正十四年の碓ヶ関（矢立峠）の整備、天正十五年の為信による猿賀神宮寺十二坊の破却改易と、真言宗への改宗に関する記述など、「東日流記」をはじめとするほかの「弘前藩史」にみられるような津軽地域に関わる記述が「高屋本」にはない。また、特に顕著なのは、慶長五年（一六〇〇）の尾崎喜蔵らの反乱や、同十七年の高坂蔵人の乱など

のいわゆるお家騒動的な記述については一切記述がないことである（もちろん、「岩見文庫本」②③の「東日流記」にはこれらの記述は存在する）。幕藩体制の成立期に各藩で頻発したお家騒動は、これを克服することで大名領主権の確立を図ったといわれる<sup>20</sup>。したがって、仮にこのようなこと

を自藩の歴史に記録として残しておこうとするのであれば、それはすぐれて藩の意向によってなされるものであると考えられる。つまり、「高屋本」はこうした藩の意向が入り込む以前の本文を伝えるものであり、寛文四年（一六六四）に成立したという「東日流記」に至るまでの本文の増補・改訂は、一つには藩による修史事業（＝藩の意向）であることを反映させるものであったとすることができる。そして、こうしたプロセスの中で、編者である高屋豊前は、信政が蒐集した古記録を目にする機会を得、それらによる知見と藩の意向をふまえ、「高屋本」を増補・改訂する形で再構成し、ついに最初の「弘前藩史」というべき「東日流記」を完成させたと考えたい。

### 三 「高屋本」と類似の本文を持つもう一つの写本

さて、この「高屋本」の本文系統とよく似た本文がもう一つある。さきに示した「岩見文庫本」の④⑤⑦の箇所がそれである。このうち、⑤⑦が「高屋本」の構成と似ていることはさきに触れたので、ここでは④（以下、④を「年代記」とする）の本文に注目してみることにした。 「年代記」は「高屋本」とおなじく為信の誕生から筆を起し、津軽氏を中心とした年代記ということであれば、寛永十年（一六三三）十月三日の信義の入部で終わっている（この後に高屋家の由緒などの記述がみられる）。この点は、元和二年（一六一六）で終わっている「高屋本」とは異なり、全体構成は「津軽古事伝記」のいう「東日流記」の説明と一致するということができる。また、さきに述べた「高屋本」の本文の

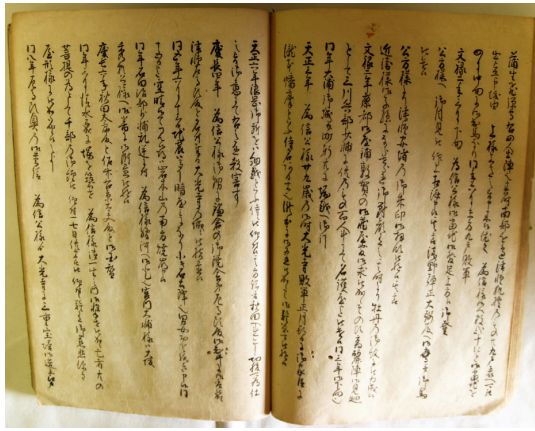


図4 「年代記」の「大光寺城攻め」と「浪岡城攻め」

特徴である、天正十三年（一五八五）より後の津軽地域に関する記述やお家騒動的な記述はやはりこの「年代記」でも見られない。

さらに、「年代記」の本文の特徴は、たとえば、天正三年正月の大光寺城攻めから同十三年五月の田舎館城攻めまでの記述が、「高屋本」や「岩見文庫本」の狭義の「東日流記」とは異なり、たとえば、天正三年の大光寺城攻めと、それに続く同六年の浪岡城攻めの記述に関しては、

天正三年、為信公様廿九歳の御時、大光寺敗軍、正月朔日に御家臣に瀧本播摩(註)といふ侍名ある土也、瀧本に御逢被成候ハ、御難義可被遊候、

天正六年浪岡御所をハ細越といふ侍二被仰付候、其方請取秋田へ連こし切腹可為仕之旨御意にて、右之通殺害す、

というように、大光寺城攻めでは為信勢が暦の違いを利用して奇襲攻撃を仕掛けたとか、まさに「高屋本」の本文を紹介した浪岡城攻めでは、為信が博奕打などを取り込んで城攻めを行ったというような、「弘前藩史」ではおなじみの記述がなく、極めて簡素にまとめられているということが

あげられる。また、右の部分では図4からもわかるように、文禄三年（一五九四）と慶長四年（一五九九）の記述の間に挟まれており、それぞれの事項の配置が編年体を崩している。とりわけ、天正十三年の浅瀬石城の戦いに関する記述は、寛文十年の信義の入部の後に配置されている。しかも、近年注目されている、浅瀬石城で領主とともに民衆が南部勢に抵抗するという記述はみられない。<sup>21</sup>ここに記述されているのは、戦の後に大和守と息子との会話を中心とする部分で、そのようすを為信が遠くから見ているという場面である。つまり、「年代記」では直接的に為信が関わっていない事項・内容については記述がないことができるのである。

また、おなじく、浪岡城攻めに関する記述で、これもやはり「弘前藩史」でおなじみの、浪岡城が落城する際に油川城を訪れていた北畠左近頭則（浪岡御所の弟の子）が、姉の行方を捜索するといったような記述は一切ない。「岩見文庫本」ではこの部分を含んでいるが、実は「岩見文庫本」のそれは、延宝二年（一六七四）に添田儀左衛門が著した『愚耳田聴記』からの挿入であるという。<sup>22</sup>したがって、この部分に関していえば、「年代記」は「東日流記」本来の姿をとどめているということができる。ちなみに、「高屋本」では、まさに浪岡城攻めの部分を紹介したが、これには誤写によって油川城攻めの記述が混入しているため、該当部分については確認ができない。

以上のようにみると、「高屋本」と「年代記」との本文系統に関していえば、高い近親性はみられるものの、とくに、天正三年から十三年までの配置・記述の内容をみるかぎり、「年代記」の本文はこれまで

理されておらず、「高屋本」に先行する本文ではないかと推測される。<sup>23)</sup>

したがって、明暦三年から四年ころに、「年代記」から「高屋本」と移行する本文が成立し、その後信政の蒐集したものを取り込み、一方では高屋家自身の由緒は削除され、ついに「弘前藩史」としての体裁を整えた「東日流記」が寛文四年（一六六四）に成立した。その意味で、「東日流記」の成立は、『県史』や『新市史』がいう「高屋本」が家中で評判になったことが契機となつて、後に提出を求められたとする評価よりも、むしろ藩主信政による修史事業構想という文脈の中で、その連続面としてとらえておきたい。

### むすびにかえて

寛文四年（一六六四）に成立したという「東日流記」は、「年代記」「高屋本」といった明暦三・四年（一六五七・五八）ころに高屋豊前浄久が編集したものをベースとし、これを「弘前藩史」としてふさわしいものに再構成することによって成立したものと考えられる。そして、高屋豊前による「高屋本」系統の本文の成立は、藩主信政の修史事業と軌を一にするものであり、少なくとも信政の旧記蒐集を意識したなかで編集されたものとみていいのではないか。実証的に明らかにできなかったものの、「高屋本」は信政の求めに応じて提出されたのではないかと考えたい。その意味で、明暦三年（一六五七）以降の信政の修史事業は、高屋豊前とともに進められ、まさに「東日流記」の成立をもって一応の実を結んだといつては大きざであろうか。

また、現在、「東日流記」として知られる「岩見文庫本」は、「東日流記」「東日流記後録」(②③)の部分のみがこれまで注目されてきたが、「高屋本」とおなじく原「東日流記」とでもいふべき性格の本文(④⑤⑦)もこれに合綴されていることが明らかになった。もちろん、「岩見文庫本」は、さきに示した『津軽一統志』の本文や「津軽郡中名字」(⑥)、さらには『愚耳旧聴記』の本文が挿入されているなど、それ自体後の編集の手が加わっており、②③の「東日流記」にしても、寛政三年（一七九一）の「津軽古事伝記」がいうそれとは構成が異なっている。つまり、「岩見文庫本」の本文構成へと至る「東日流記」の再構成といった点については、今後の課題としなくてはならないが、小稿においては、「弘前藩史」成立の一端を「高屋本」の本文を通じて垣間見ることができたのではないかと思う。

### 註

- (1) 青森県史編さん中部会編、青森県発行、二〇〇五年。
- (2) 新青森市史編集委員会編、青森市発行、二〇〇五年。
- (3) 「東日流記」を用いた個別研究としては、工藤弘樹「元龜・天正年間の南津軽地域―編纂物・由緒書のなかの戦国時代―」(『弘前大学国史研究』一一〇号、二〇〇六年)、同「戦国大名とわたりあった村々―由緒書抜―」にみる戦国時代の村落―(長谷川成一監修『図説 弘前・黒石・中津軽郡の歴史』郷土出版社、二〇〇六年)などがある。
- (4) 弘前市立弘前図書館編・発行、一九七〇年。
- (5) 弘前市立弘前図書館編『弘前図書館郷土資料目録12 弘前図書館一般郷土資料目録その4』(弘前市立弘前図書館、一九八五年)。



- (6) (1) におなじ、「東日流記」解題(斉藤利男氏執筆分担)。
- (7) 『弘前図書館蔵郷土史文献解題』(注(4)におなじ)。
- (8) 弘前市立弘前図書館蔵古図書保存会文庫「津軽古事伝記 巻」。
- (9) 弘前市立弘前図書館蔵八木橋文庫。
- (10) 弘前市立弘前図書館蔵八木橋文庫『津軽一統志』巻第六。
- (11) (2) におなじ。
- (12) (2) におなじ。
- (13) (1) におなじ。
- (14) 長谷川成一「近世奥羽大名家の自己認識―北奥と南奥の比較から―」  
同『北奥羽の大名と民衆』清文堂、二〇〇八年。
- (15) 弘前市立弘前図書館蔵八木橋文庫『封内事実秘苑』巻之二、寛永四年  
九月五日条。
- (16) (15) におなじ。
- (17) (15) におなじ。
- なお、信政がまとめた十冊については現存しない上、ほかに関連する  
記述がないので目下不明であるという(前掲(14)長谷川論文)。
- (18) (14) におなじ。
- (19) 『封内事実秘苑』では天正十八年とするが、ここでは「東日流記」の  
記事の年代にしたがった。
- (20) 長谷川成一『弘前藩』(吉川弘文館、二〇〇四年)。
- (21) 真島芳恵氏は、『津軽一統志』『津軽偏覧日記』の記事などから、この  
戦で民衆が兵力として領主期待されていたこと、女性も城中で城を守る  
という役割を担っていたことを指摘する(『津軽戦国期女性の現実と虚  
像―「健気なる女」と「猛き女の戦場」―、『東奥義塾史報』三号、一  
九九八年)。
- (22) (6) におなじ。

(23) さきに述べたように、「高屋本」は信義の入部の記事が欠けており、  
「津軽古事伝記」でいうところの「東日流記」の本文としては十分では  
ない。ただ、これもさきに浪岡城攻めの記述に関する部分で述べたよう  
に「高屋本」の写本としての質の問題として考えられなくもない。この  
点については、ここではひとまず留保させていただき、今後の課題とし  
ておきたい。

(くどう・だいすけ 青森市史編さん室非常勤嘱託員)